## 交野市都市計画税審議会 第2回 審議概要

<日 時> 令和6年6月17日(月)午後2時00分~午後3時00分

<場 所> 交野市役所 別館3階 小会議室

<出席者> 委 員【石田委員(会長)・廣地委員・永井委員・田邊委員・奥殿委員(副会長)】 事務局等 小川市民部長・大門税務室長

> (税務室) 東田課長・森本課長代理・大西 (都市まちづくり課) 古澤課長・笠木係長

<次第> (1) 都市計画税の課税区域等の見直しについて

(2) その他

## <議事要旨>

、献事女目グ	
会 長	それでは、第2回の審議会をはじめたいと思います。
	まず、はじめに事務局より追加資料の説明をお願いします。
事務局	(事務局より追加資料9及び各地区の固定資産税路線価の状況説明)
会 長	ただいま事務局より追加資料の説明がありましたが、確認事項、ご質問やご
	意見のある方は、挙手の後お願いします。
会 長	特に確認事項、質問等は無いようですので、路線価状況の資料について、不
	動産鑑定士からのコメントをお願いします。
委 員	(路線価状況に対するコメント)
会 長	ありがとうございました。今回は、4つの論点に分けて議論を進めさせてい
	ただこうと思います。1つ目の総論として調整区域の地区計画区域に都市計
	画税を課税することの可否について。2つ目は地区計画区域以外の市街化調
	整区域内で開発が可能な区域への課税の是非について。3つ目は課税の対象
	範囲と課税開始のタイミングについて。4つ目は新たな課税区域の税率につ
	いてです。
	1つ目の論点について、地方税法第702条に規定される税負担の均衡を著
	しく失する特別な事情と該当するか、他の言い方をすると、しない方がかえ
	って不公平である状態なのか。税負担の公平性に関わる論点です。地区計画
	として定める制度的なところや、実際現地を視察した現状を踏まえ、色々ご
	議論、ご意見いただければと思います。
委 員	法律家の立場からこの特別の事情について色々調べさせていただきました。
	それについて判断した裁判例とかはなく、この法律が制定された時の衆議院
	の委員会で討論された内容が大きな基準になるだろうと思っています。そこ
	では特別の事情とは、街路事業や下水道事業等の、特に地元の利益となるべ
	き都市計画事業が施行される場合で、 課税の均衡上、目的税である都市計画

	税の税負担を求めることが適当であると考えられる場合とあり、もうひとつ
	の資料でも、街路事業が行われる、あるいは下水道事業が行われる、このよ
	うな特別な事情がある場合というような言及がございました。そこが大きな
	ヒントになると考えています。ある程度の抽象的な基準があって、それに合
	致するなら、都市計画税を課することが良いか、あるいは悪いのかを検討す
	れば結論が出てくると考えています。
委 員	市民感情としては、目的税とする都市計画税がかかってなくても恩恵を受け
	るような状況、線引きの有り無しで都市計画税がかからないというのは、や
	はり税の公平性にかけるのではないか。現地を見た感じで、市街化区域と変
	わらない住居環境でありながら、かたや税金がかかる、かたや税金がかから
	ない。
委 員	市街化区域に住んでいる方は、多分ご存じないから、そういう苦情とかはな
	いが、もしそれが何らかの形で皆さんが知ることになれば、おかしい、それ
	は違うじゃないか、ということになってくると思います。
委 員	もう1点、ちょっと考えなければならないのは、従来、元々の地区計画され
	たエリアに住んでおられる既存住宅については、増税について予期していな
	い場合があるので、なんらかの対処をする必要があるのではないかと考えま
	す。
委 員	1月1日基準で課税するのであれば、事前に周知を行い、議会の中で早く決
	めて、周知する必要があるのではないか。税の公平性という部分から見れば
	致し方ない。周知することで初めて知る方も多いと思います。都市計画税に
	ついて自分がかかっているのか、意識していない。固定資産税と一体として
	支払っているイメージしか持ってないかもしれない。だから、周知すること
	で、不平不満が出てくる可能性はあるが周知する必要はあると思います。
会 長	課税の対象になる住民の方には説明する必要があると思います。税の負担と
	いうことを考えますと、今まで課税されてなかった、あるいは予期してなか
	った人もあるのかもしれないが、税の不均衡から考えると、このまま続けて
	いくことは、全体の公平からやはり良くないだろうと思います。その公平な
	税の負担、負担の均衡を考えれば、課税をするのが望ましいというご意見を
	承りましたがよろしいですか。
委 員	はい。
会 長	では、1つ目の論点といたしましては、 702条に規定する特別の事情に適
	合するということで課税することが妥当であるというのが、この当審議会の
	意見とさせていただくことでよろしいでしょうか。
委 員	はい。
会 長	ありがとうございます。理由につきましては、 皆さんからいただいた意見

	なども踏まえて、報告書では整理し、次回の審議会で確認させていただこう
	と思っておりますので、またその時にご確認をいただければと思います。
会長	2 つ目の論点でございます。地区計画区域以外の市街化調整区域内で開発が
五文	7   7   7   7   7   7   7   7   7   7
	資料7で10号以外の調整区域についての取り扱い、また、府の条例区域に
	つきましても考え方を確認しておきたいと思います。
委 員	資料7の地区計画区域以外の地域では、2点ありまして、まず1点目は、下
	水道や都市インフラの整備が、中途半端あるいは全くないというところで、
	受益とのバランスという観点では、含めてしまうと逆におかしくなると考え
	ます。もう1つは、一体的な市街地の形成がないところは、均衡を図る必要
	は全くなく、そのままでもいいじゃないかっていう議論になりやすいので、
	やはり 10 号とそれ以外にとは違いがある。
	府条例についても考え方としては同じであると思っています。
会 長	その中でも、地区計画区域とそれ以外のところでは、実際には随分様子が違
	います。都市計画税は目的税ですけども、都市計画事業からの受益の負担が
	ございますので、一律に同じように扱ってしまうと、かえって不均衡と言い
	ますか、受益と負担の関係で言うと良くないと思います。論点の2番目は、
	この地区計画区域以外で開発可能な区域というのは、均衡を著しく失するよ
	うな場合には当てはまらないということでよろしいですか。
委 員	はい。
会 長	ただ、府条例については、他のところとはまた様子が違う印象も持っており
	ますので、現時点ではまだ課税相当とまではいかないけども、将来的に開発
	が進み、条件が整うことがあれば検討する必要がある、そういう付帯意見を
	付けることでよろしいでしょうか。
委 員	はい。
委員会長	はい。 審議会の意見として、論点の2つ目につきましては、課税の適否というとこ
	審議会の意見として、論点の2つ目につきましては、課税の適否というとこ
	審議会の意見として、論点の2つ目につきましては、課税の適否というところで言うと、現状のままでは課税はまだ適当とは言えない、課税しない。た
	審議会の意見として、論点の2つ目につきましては、課税の適否というところで言うと、現状のままでは課税はまだ適当とは言えない、課税しない。ただし、 付帯的な意見として、その府条例のところは条件が整備されれば今
会 長	審議会の意見として、論点の2つ目につきましては、課税の適否というところで言うと、現状のままでは課税はまだ適当とは言えない、課税しない。ただし、 付帯的な意見として、その府条例のところは条件が整備されれば今後検討の余地を残しておくというところにしたいと思います。
会 長	審議会の意見として、論点の2つ目につきましては、課税の適否というところで言うと、現状のままでは課税はまだ適当とは言えない、課税しない。ただし、 付帯的な意見として、その府条例のところは条件が整備されれば今後検討の余地を残しておくというところにしたいと思います。 続きまして、3 番目の論点でございます。今度は、課税の対象範囲と課税対
会 長	審議会の意見として、論点の2つ目につきましては、課税の適否というところで言うと、現状のままでは課税はまだ適当とは言えない、課税しない。ただし、 付帯的な意見として、その府条例のところは条件が整備されれば今後検討の余地を残しておくというところにしたいと思います。 続きまして、3 番目の論点でございます。今度は、課税の対象範囲と課税対象のタイミングでございます。前回の資料6で A案とB案がございました。
会 長	審議会の意見として、論点の2つ目につきましては、課税の適否というところで言うと、現状のままでは課税はまだ適当とは言えない、課税しない。ただし、 付帯的な意見として、その府条例のところは条件が整備されれば今後検討の余地を残しておくというところにしたいと思います。 続きまして、3 番目の論点でございます。今度は、課税の対象範囲と課税対象のタイミングでございます。前回の資料6で A案とB案がございました。資料をご覧いただき、ご意見いただければと思います。
会 長	審議会の意見として、論点の2つ目につきましては、課税の適否というところで言うと、現状のままでは課税はまだ適当とは言えない、課税しない。ただし、 付帯的な意見として、その府条例のところは条件が整備されれば今後検討の余地を残しておくというところにしたいと思います。 続きまして、3 番目の論点でございます。今度は、課税の対象範囲と課税対象のタイミングでございます。前回の資料6でA案とB案がございました。資料をご覧いただき、ご意見いただければと思います。 A案・B案でも、基準を設けるという観点からは やはり客観的な基準が必要
会 長	審議会の意見として、論点の2つ目につきましては、課税の適否というところで言うと、現状のままでは課税はまだ適当とは言えない、課税しない。ただし、 付帯的な意見として、その府条例のところは条件が整備されれば今後検討の余地を残しておくというところにしたいと思います。 続きまして、3 番目の論点でございます。今度は、課税の対象範囲と課税対象のタイミングでございます。前回の資料6で A案とB案がございました。
会 長	審議会の意見として、論点の2つ目につきましては、課税の適否というところで言うと、現状のままでは課税はまだ適当とは言えない、課税しない。ただし、 付帯的な意見として、その府条例のところは条件が整備されれば今後検討の余地を残しておくというところにしたいと思います。 続きまして、3 番目の論点でございます。今度は、課税の対象範囲と課税対象のタイミングでございます。前回の資料6で A案とB案がございました。資料をご覧いただき、ご意見いただければと思います。 A案・B案でも、基準を設けるという観点からは やはり客観的な基準が必要だと考えており、どこに基準を持っていくかは地区計画決定のタイミングか

	て初めて不公平、不均衡な状態が確定すると考えています。 例えば、本件で
	言うと星田西第一地区は、見た目は山林であり、地区計画が決定しただけで
	受益が発生していない、課税するにはバランスを損なう印象もあります。均
	衡を著しく失する状況に至ったって言えるのか、「著しく」という文言が入
	っていますので、ある程度その開発の蓋然性というのが進んだ状況に基準を
	持っていくのが妥当かなと。
会 長	開発許可というようなお話が出ましたけれども、開発許可に関して事務局か
	ら補足説明があれば、お願いしたいと思います。本日の追加資料を確認いた
	だき、土地区画整理事業の考えも、一度確認願います。
事務局	(事務局より都市計画法の開発許可と土地区画整理法の認可の説明)
委 員	計画が決定されても、その後止まったとか、諸事情で環境が悪くなって止め
	ることもあるでしょうから、 そういう可能性があるうちは、やはり税金を課
	すまではいかないんじゃないかと思います。
委 員	資料9でわかるように、交野市は地区計画を決定してから開発許可までに若
	干時間がかかる傾向が強いと思うので、その間タイムラグが生じている。地
	権者の同意や協議とかもあるので一定時間がかかると思われます。不動産の
	価格は現況主義になりますので、現況が重要で、例えば 星田西は、地区計
	画は決定されていますが、現況はまだ山林の雑木林の状態ですので、市場価
	値としては相当落ちるイメージになる。そうすると市場価値がいつ上がるか
	が1つの目安になってくる。
	開発許可がうたれた段階で、ある程度、開発の蓋然性が明確になるので、市
	場価値がそこで上がってくる。
	当然、地区計画をうたれた段階で若干価値は上がるが、そこまで目に見えて
	上がってこないです。例えば、 わかりやすく言うと、地域に高速道路が出来
	るとか、今、枚方や高槻で新名神の話がありますけど、 例えばそういう風に
	なると、そこで一瞬、地価が反応する。実際に目に見えて上がってくるのは、
	ある程度蓋然性が見えて、何年に着工、開通が目に見えて、もう一段階上が
	っていくので、税負担は自分たちの持っている財産の価値が上がることが前
	提になると思うので、その財産価値イコール市場価値になると思います。
	市場価値がいつ上がるのかとなると、開発許可がある程度うたれて、 そこで
	もう蓋然性が明確になった時点で決めるのは一番わかりやすいです。
会 長	A案とB案ございましたけれども、B案の方でどうだろうかというような
	ご意見かと思いますが、他の委員さんどうでしょう。
委 員	具体的な基準を開発許可等及び区画整理に限定していいのか。わかりやすい
	時点があれば、それが1番良いのですが、やはり不公平感なくなるのはB案
	の方だと思います。
	1

会 長	3つ目につきましては、資料6のB案が適切であるとのご意見を皆さんから
	頂戴したことにさせていただきます。
	また、理由につきましても、色々委員の先生方からいただきました、こちら
	を報告書の時にまとめさせていただきます。また、条例を作る時には、この
	開発許可等のところも明確にするようなところで事務局の方には今後してい
A E	ただけるように、我々の意見として含めておきたいと思います。
会 長	続きまして4点目でございます。今度は税率になります。新たに課税をする
	時に税率をどうするかでございます。現行 0.3 パーセントですけれど、論点
	といたしましては、同率かそれとも低くするかですがどうでしょう。
委 員	差を設ける合理的な理由があるなら差を設けるのもありかと思いますが、
	本来、この都市計画税は不均衡の是正が目的なので 0.3 が妥当と思います。
	さらに言うと、それを例えば 0.2 にしてしまうと次に 0.1 上げるタイミング
	が難しいことになる。
委 員	ちょっと教えて欲しいのですが、公益上と、その他の理由あるじゃないです
	か。その「その他」はどのような意味なのですか。
会 長	「公益上その他の理由により」というのは、具体的なイメージで言うと、企
	業誘致みたいところで、そこを優遇すると街全体が活性化する、公益上の理
	由というのはそういうイメージです。だから、もし強引に当てはめるなら、
	その地区計画ですごい周辺の価値が高くなり全体のイメージが変わり住宅が
	集まる。あまり住宅地では考えにくいようなイメージだと思いますね。
委 員	恐らく出てくるのが、一度に上げると負担するのが厳しいので、毎年 0.1%ず
	つ上げて、3年で0.3%にするべきではという意見も出てくる可能性があると
	思います。
会 長	出るかもしれませんが、開発許可等があった時点で、もう開発可能になる。
	そうすると、周辺の市街化区域と同じようなイメージになるので、あくまで
	公平性の部分では、徐々に年ごとに上げていく発想は本来ない。税法上はな
	いですね。
委 員	理論的にそう言う人がいるかもしれないっていうのはよくわかりますよね。
	でも、事務効率を考えても、事務が増えるだけですからね。
会 長	今の話ですと、納税義務者の負担能力への配慮になるとまた全然別の話で、
	いわゆる負担に配慮した、軽減、免除じゃないですけれど、全然別の新たな
	議論になると思います。
会 長	固定資産税と都市計画税もそうですけど、そういう形のものはあまり想定し
	ていないと言いますか、物税ですので、少しずつ税率を上げていくことは馴
	染まないと思います。別の緩和措置を設けるとか、もしどうしてもあるな
	ら、条例のレベルではなく、相談があった時に個別的な話になると思う。
	染まないと思います。別の緩和措置を設けるとか、もしどうしてもあるな

委 員	財産的な側面から見ると担税力は変わらないわけですから。
会 長	丁寧に別の側面で税の仕組みとは別にあった方がいいと思いますが、ここで
	はちょっと違うところだと思います。現行の都市計画税と同じく 0.3 パーセ
	ントでよろしいでしょうか。
委 員	はい。
会 長	では、審議会として 0.3 パーセントの現行と同率が適当であるとさせていた
	だきます。用意していただいた資料1から4までの審議会のご意見という
	ことで集約をさせていただきました。
	色々ご意見、ご議論いただきましたけれども、何か追加しておく、あるいは
	補足しておくべきものがありましたら、お願いいたします。
事務局	先程のところで、開発許可のタイミングに関して、あまり触れてなかったの
	で確認をさせていただきます。地区計画決定区域と開発許可等の区域は異な
	るという説明を以前にさせていただきましたが、開発区域では既存の農地が
	外れたり既存の住宅が外れたりするところがございますので、その辺も合わ
	せて、今日ご確認いただいてよろしいですか。
会 長	同じエリアの中でも、まだ農地や既存宅地がありますので、そういうところ
	は外すということでよろしいですか。
委 員	はい。
委 員	A案なら含まれてしまうということですね。
事務局	はい。
会 長	本日の審議はここで終わりとさせていただきます。スムーズに色々ご意見を
	頂戴して進めることができました。本日いただきました論点への意見は市へ
	の答申書の案としてまとめさせていただき、次回、第3回の審議会で確認を
	いただこうと思います。答申書の案文は会長である私と事務局にお任せいた
	だくということでよろしいでしょうか。
委 員	はい。
会 長	ありがとうございます。他に確認事項などはございませんか。
	次回の審議会の日程について事務局よりお願いします。
事務局	次回の開催日については、7月8日を予定しております。
	よろしくお願いします。
	それでは、本日は、長時間にわたり活発なご議論をいただき、ありがとうご
	ざいました。これをもちまして第2回交野市都市計画定審議会を閉会させて
	いただきます。本日はどうもありがとうございました。